

電線事業部 茨城工場
グリーン調達基準書
(Ver. 6.0 2026年7月31日改定)

株式会社プロテリアルケーブル
ソリューションズ
電線事業部 茨城工場

目 次

1. 電線事業部 茨城工場の環境活動への取組み	3
2. 電線事業部 茨城工場のグリーン調達基準書の目的と適用範囲	4
2.1 目的	4
2.2 適用範囲	4
3. 納入品に含有する化学物質の管理について	4
3.1 電線事業部 茨城工場自主管理化学物質	4
3.2 本基準書と規定内容が異なる場合の運用について	5
4. サプライヤー様へのお願い	5
4.1 契約書等の締結について	5
4.2 納入品の含有化学物質情報の提出について	5
4.2.1 納入品の含有化学物質に関する不含有保証書	5
4.2.2 組成データ	6
4.2.3 分析データ	6
4.2.4 SDS（安全データシート）	6
4.3 変更管理について	6
5. 納入品に関するその他の要望事項	7
【付属資料】	
付属書1「電線事業部 茨城工場自主管理化学物質一覧」	9
別表1「レベルA禁止物質群リスト」	9
別表2「レベルB管理物質群リスト」	11
別表1及び別表2に関する備考	13
付属書2「含有化学物質の調査条件」	14
【改訂履歴】	17

1. 電線事業部 茨城工場の環境活動への取り組み

株式会社プロテリアルケーブルソリューションズ 電線事業部 茨城工場はプロテリアルグループの一員として「プロテリアルグループ環境保全基本方針」に基づいた環境保全活動を推進しています。

プロテリアルグループ環境保全基本方針
理念 プロテリアルグループのVision「持続可能な社会を支える高機能材料会社」の下、人類共通の財産を後世へ健全な状態で承継するために、環境配慮を経営上の重要課題として位置付け、地球環境、地域社会環境の保全を積極的に推進する。
スローガン 地球環境保全は人類共通の重要課題であることを認識し、環境と調和した持続可能な社会の実現を経営の最優先課題の一つとして取り組み、社会的責任を果たす。 地球環境保全および資源有限性への配慮に関するニーズを的確に把握し、これに対応する高度で信頼性の高い技術および製品を開発することにより社会に貢献する。
行動指針 <u>1. 環境関連法令の順守と汚染の予防</u> 国際的環境規制ならびに国、地方自治体および協定などの環境法令を順守する。順守を確実にするために、必要に応じて自主基準を設定する。 また、環境問題の可能性を評価し、汚染の予防に努める。万一、環境問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するよう適切な措置を講ずる。 <u>2. 環境管理組織の機能整備と監督機能の充実</u> 環境担当役員を頂点としたグループ環境管理組織、運営制度を整備し、環境関連規程の整備、環境負荷削減目標の設定などにより環境保全活動を推進する。 また、環境保全活動が適切で妥当で有効に行われていることを確認し、環境管理の継続的改善に努める。 <u>3. LCA（ライフサイクルアセスメント）を配慮したグローバルなモノづくりの推進</u> 製品の研究開発・設計、生産、流通・販売、使用、廃棄などの各段階における環境負荷の低減を目指し、以下を重点としたグローバルなモノづくりを推進する。 (1) 環境親和製品 (2) 地球温暖化の防止 (3) 省資源・リサイクル資源循環 (4) 化学物質管理 (5) 生物多様性の保全への配慮 <u>4. 海外拠点での環境配慮</u> グローバルなモノづくりに際しては、当該地域の環境に与える影響に配慮し、地域社会の要請に応えられる対策を実施するよう努める。 <u>5. 教育訓練と意識の向上</u> 広く社会に目を向け、幅広い観点から、従業員に環境関連法令の順守の重要性、および、環境への意識向上のために環境保全について教育する。 <u>6. 情報開示</u> 環境保全活動についてステークホルダー（利害関係者）への情報開示と積極的なコミュニケーションに努め、相互理解と協力関係の強化に努める。 制定 2010年4月1日 改訂 2016年12月1日 改訂 2023年1月4日

2. 電線事業部 茨城工場 グリーン調達基準書の目的と適用範囲

2. 1 目的

電線事業部 茨城工場はプロテリアルグループグリーン調達ガイドラインでの管理を基本としておりますが、電線メーカーとして電気・電子機器業界全体の要求に対応するため、電線事業部 茨城工場製品に特化した「電線事業部 茨城工場 グリーン調達基準書」（以下、本基準書と称す）を制定しております。

本基準書の目的は、電線事業部 茨城工場が製造、販売する製品を構成する原材料、部品、半完成品、完成品、包装材等に含有する化学物質について、使用禁止・削減・管理するための管理基準を明確にすることにあります。

なお、本基準書は日立金属株式会社 機能部材事業本部 茨城工場 グリーン調達基準書 HKS01 (Ver. 4. 2) からの継続運用となります。

2. 2 適用範囲

本基準書は、電線事業部 茨城工場がサプライヤー様から調達させていただく、電線事業部 茨城工場の製品を構成する原材料、部品、半完成品、完成品、包装材などの納入品に対して適用します。

3. 納入品に含有する化学物質の管理について

3. 1 電線事業部 茨城工場自主管理化学物質

電線事業部 茨城工場では、表 1 の「電線事業部 茨城工場自主管理化学物質」の考え方に従い、「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

表 1 「電線事業部 茨城工場自主管理化学物質」の考え方

区分	対象物質	主な法規制
レベルA 禁止物質群	納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されている物質で、電線事業部 茨城工場への納入品に使用される可能性がある化学物質。 ただし、法規制の濃度以下の場合、法規制で用途を限定して適用除外とされている場合、または当工場要求により含有を認める場合はこの限りではない。 詳細は、「レベルA 禁止物質群リスト」（付属書 1 別表 1）による。	付属書 1 別表 1 「レベルA 禁止物質群リスト」参照
レベルB 管理物質群	納入品に含有していることを制限するものではないが、近い将来に法規制で禁止又は制限される可能性が高い物質、或いは国内外の法規制等で使用実態を把握し、管理を要求されている物質およびリサイクルや廃棄時の適性処理を配慮すべき管理物質。なお、用途または顧客によって納入品への含有を禁止する場合がある物質群も含む。 詳細は、「レベルB 管理物質群リスト」（付属書 1 別表 2）による。	付属書 1 別表 2 「レベルB 管理物質群リスト」参照

ただし、法規制対象用途、業界動向等の事情から、納入品別に規定内容（自主管理化学物質の区分、物質群、管理値等）が上記と異なる場合があります。3. 2 項に異なる場合の運用について示します。

3.2 本基準書と規定内容が異なる場合の運用について

電線事業部 茨城工場は、本基準書での運用を基本としますが、以下の文書で運用する場合があります。

(1) 「製品環境共通購入仕様書」の適用

材質、品種、用途等に共通性のある納入品については電線事業部 茨城工場共通の「製品環境共通購入仕様書」（以下、共通購仕書と称す）を発行する場合があります。適用する納入品については、発注時に各々適用する「共通購仕書番号」を指定するか、個別購入仕様書等の文書で「共通購仕書番号」を指定します。この場合は、「共通購仕書」が「本基準書」に優先しますので、指定された番号の共通購仕書の規定内容を順守願います。

(2) 「購入仕様書」の適用

納入品毎に、個別の「購入仕様書」等（以下、個別購仕書と称す）に規定内容を盛り込む場合があります。この場合は、「個別購仕書」が「本基準書」および「共通購仕書」に優先しますので、「個別購仕書」の規定内容を順守願います。

(3) その他の文書の適用

上記によらず発注時に個別に文書、図面等で指定する場合があります。この場合は、その規定内容を順守願います。

4. サプライヤー様へのお願い

4.1 契約書等の締結について

初回品納入前に、「資材取引基本契約書」または「納入資材の含有化学物質に関する覚書」の締結をお願いします。

4.2 納入品の含有化学物質情報の提出について

個々の納入品に対して、「本基準書」または3.2項記載の「共通購仕書」「個別購仕書」等にて規定している含有化学物質（禁止および管理物質群）の把握、管理のため、次の4つの文書・データ（まとめて「含有化学物質情報」と称す）の提出をお願いします。

- ① 納入品の含有化学物質に関する不含有保証書
- ② 組成データ
- ③ 分析データ
- ④ SDS（安全データシート）

4.2.1 納入品の含有化学物質に関する不含有保証書（以下、不含有保証書と称す）

品質保証の観点から規定の禁止物質群の不含有を保証していただくものです。当工場指定の様式にて「不含有保証書」の提出をお願いします。

なお、3.2の共通購仕書、個別購仕書が適用された場合、各規定に合わせた「不含有保証書」の提出をお願いします。

ただし、当工場の要求事項を満足する場合においてサプライヤー様の独自様式等での提出も承認する場合があります。

4.2.2 組成データ

納入品への含有化学物質の含有量・濃度を把握するため、「組成データ」の提出をお願いします。
「組成データ」の様式は原則、CMPコンソーシアム^{*1}標準様式のchemSHERPA-AIとchemSHERPA-CI^{*2}とし、成形品は遵法判断情報と成分情報を記載したchemSHERPA-AI、化学品は成分情報を記載したchemSHERPA-CIの提出をお願いします。なお、部門によってはJAPIAシート^{*3}での提出やグリーン調達システムへのご登録を依頼する場合もありますが、ご対応よろしくお願いします。

4.2.3 分析データ

R o H S 1 0 物質群の不含有のエビデンスとして分析データの提出をお願いします。

(1) 対象物質

表3 分析対象物質一覧

(○：提出必要 ―：提出不要)

材質	カドミウム (Cd)	鉛 (Pb)	水銀 (Hg)	六価クロム (Cr(VI))	PBB	PBDE	DEHP、DBP、 BBP、DIBP
下記以外（プラスチック、インク、塗料、ゴム等）	○	○	○	○	○	○	○
金属・ガラス・セラミック	○	○	○	○	―	―	―

(2) 分析方法

IEC62321^{*4}に準拠した方法にて分析願います。

なお、精密分析に際しては、分析サンプルが「完全溶解」したことを確認願います。

4.2.4 SDS（安全データシート）

納入品が法規制上SDSの発行対象^{*5}である場合は、GHS^{*6}対応のSDSの提出をお願いします。

4.3 変更管理について

(1) 納入品に対して、材料、加工方法、作業方法、仕様、製造設備・場所等の変更が生じた場合は、必ず事前に変更理由等必要事項を記載した「変更申請書 兼 承認通知書」と共に、再度「含有化学物質情報」を提出いただくようお願いします。

なお、実際に変更を実施した納入品は、上記が承認されるまで納入しないようお願いします。

(2) 上記の(1)以外で、既に報告された含有化学物質に変更が生じた場合は、速やかに当工場へご連絡いただき、当工場からの指示を仰ぐようお願いします。

特に、禁止物質の含有が判明したときは、48時間以内の可及的速やかなご連絡をお願い致します。

^{*1} CMP コンソーシアム(CheMical and circular Management Platform Consortium) : <https://cmp-consortium.com/>

^{*2} chemSHERPA-AI, chemSHERPA-CI: CMP コンソーシアムが提供する化学物質情報伝達様式。

chemSHERPA-AI はアーティクル(成形品)用に、chemSHERPA-CI は化学物質・調剤用に使用する様式

^{*3} JAPIA シート: 製品中に含有する材料・化合物の調査に使用する目的で、一般社団法人日本自動車部品工業会

(JAPIA)を含む JAPIA シート連絡会にて合意された帳票 <https://www.japia.or.jp/work/kankyou/japiasheet/>

^{*4} IEC62321 Determination of certain substances in electrotechnical products (Each part's latest edition)

電気・電子機器中における特定物質の定量(各パートの最新版)

^{*5} 気体・液体・粉体・粒状の納入品(例: ガス、溶剤・インク、着色剤、添加剤、レジン・コンパウンド等)

^{*6} GHS(The Globally Harmonized System) : 化学品の分類および表示に関する世界調和システム

5. 納入品に関するその他の要望事項

サプライヤー様におかれましては、プロテリアルグループグリーン調達ガイドラインに基づく「環境保全活動」および「納入品の環境負荷低減」に積極的に取り組むようお願い致します。

(1) 環境保全活動に関する項目
(a) 環境認証に関する項目 ■ ISO14001またはプロテリアルグループの認める外部認証取得など ① ISO14001認証を取得済 ② その他 EMS認証取得済 ③ ISO14001などの外部認証取得推進中又は取得計画が確定している
(b) 「グリーン調達」への取り組みに関する項目 ■ グリーン調達の実施計画状況 ① グリーン調達を実施している ② グリーン調達の計画がある
(c) 環境保全活動に関する項目 (20項目) ■ 企業理念・方針 ① 環境保全に関する企業理念がある ② 環境方針を定め、地球温暖化の防止・資源の循環的な利用・生態系の保全に関する継続的な向上を誓約している ③ 環境方針で法規制の遵守を誓約している ④ 環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる ■ 計画・組織 ⑤ 環境保全に対する目的、目標がある ⑥ 目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている ⑦ 目的、目標を達成するための実行計画がある ■ 環境評価・システム 製造工程において以下の項目を管理・評価し改善に努力している ⑧ 水質汚濁の削減 ⑨ 大気汚染の削減 ⑩ 騒音・振動の低減 ⑪ 廃棄物処理の適正処理及び排出量の削減 ⑫ エネルギー使用量の削減（電気、ガス、燃料など） ⑬ 原材料の調達を含めた生態系への負荷軽減 ⑭ 有害性のある化学物質の使用及び排出の削減 ⑮ 製品アセスメントの仕組みがある ⑯ 緊急時に対する仕組みがある ⑰ 環境内部監査の仕組みがある ■ 教育訓練、情報提供 ⑱ 環境関連の教育を実施している ⑲ 著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し、作業者リストを作成している。 ⑳ 環境保全に関する情報を提供している
(d) 製造過程に関する情報 ■ 製造過程でのオゾン層破壊物質使用の把握 ① 製品製造工程にて使用している ② 製品製造工程にて使用していない ③ 調査中

(2) 納入品の環境負荷低減に関する項目

(a) 納入品の環境負荷低減に関する項目（12項目）

プロテリアルグループへの納入品について以下の項目に従ってお取り組みいただきますようお願いいたします。サプライヤー皆様が調達される原材料や部品においても同様のご配慮を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

■省資源

- ①製品の減量化、小型化に配慮している
- ②再生部品または再生資源を利用している（再生材含有率）
- ③長寿命化に配慮している
- ④水利用の適正化に努めている

■省エネルギー

- ⑤待機時、使用時の省エネルギー化に配慮している（エネルギー低減率）

■リサイクル

- ⑥製品を回収、リサイクルしている（リサイクル率）
- ⑦材料の統一、標準化をしている
- ⑧分解、分別の容易性に配慮している

■梱包材

- ⑨梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮している

■情報提供

- ⑩製品に関する環境情報を提供している

■生態系の保全

- ⑪生態系への負荷軽減に努めている
- ⑫化学物質の使用の適正化に努めている

付属書 1 「電線事業部 茨城工場 自主管理物質一覧」

別表 1 (1/3) 「レベルA禁止物質群リスト」

No.	化学物質（群）名	本基準書の規定値 （最大許容濃度）	参照法令
1	カドミウム及びその化合物 （注1）（注5）	100ppm（注2） 100ppm（包装材） （注3）	・「RoHS指令(EU): 2011/65/EU」 ・「包装・包装廃棄物指令(EU)」
2	六価クロム化合物 （注1）	1,000ppm（注2） 100ppm（包装材） （注3）	・「RoHS指令(EU): 2011/65/EU」 ・「包装・包装廃棄物指令(EU)」
3	鉛及びその化合物 （注1）（注5）	1,000ppm（注2） 100ppm（包装材） （注3）	・「RoHS指令(EU): 2011/65/EU」 ・「包装・包装廃棄物指令(EU)」
4	水銀及びその化合物 （注1）	1,000ppm（注2） 100ppm（包装材） （注3）	・「RoHS指令(EU): 2011/65/EU」 ・「包装・包装廃棄物指令(EU)」 ・水俣条約
5	ポリ臭化ビフェニル類 （PBB類）	1,000ppm	・「RoHS指令(EU): 2011/65/EU」 ・REACH規則制限物質（付属書XVII）
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 （PBDE類）（注6．decaBDE含む）	意図的使用禁止 かつ 10ppm	・「RoHS指令(EU): 2011/65/EU」 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 （第1種特定化学物質） ・REACH規則制限物質（付属書XVII） ・米国TSCA PBT規則 ・EU POPs規則（EU）2019/1021
7	3置換有機スズ化合物 ・ビス（トリブチルスズ） =オキシド（TBTO） （CAS No. 56-35-9） ・トリブチルスズ類（TBT類） ・トリフェニルスズ類（TPT類） ・その他3置換有機スズ化合物	意図的な使用禁止 かつ材料単位 1,000ppm（注2）	・REACH規則制限物質（付属書XVII） ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 第1種特定化学物質：TBTO 第2種特定化学物質：TBT,TPT類
8	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類） 及び特定代替品（注7）	意図的な使用禁止	・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 （第1種特定化学物質） ・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約 ・REACH規則制限物質（付属書XVII）
9	ポリ塩化ターフェニル類 （PCT類）	意図的な使用禁止	・REACH規則制限物質（付属書XVII）
10	ポリ塩化ナフタレン （塩素数が1以上）	意図的な使用禁止	・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 （第1種特定化学物質）
11	短鎖型塩化パラフィン （炭素鎖長10～13）	意図的な使用禁止	・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約 ・REACH規則/認可対象候補物質（SVHC） ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 （第1種特定化学物質）
12	アスベスト類	意図的な使用禁止 かつ1,000ppm	・労働安全衛生法施工令（日本2006/09/01施行） ・REACH規則制限物質（付属書XVII）
13	特定アゾ染料・顔料 （注8）	部品単位30ppm （特定アミン として）	・REACH規則制限物質（付属書XVII）
14	オゾン層破壊物質	意図的な使用禁止	・「モントリオール議定書」のClass I 物質、Class II 物質
15	放射性物質	意図的な使用禁止	・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 ・核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律

別表 1 (2/3) 「レベルA禁止物質群リスト」

No.	化学物質（群）名	本基準書の規定値 (最大許容濃度)	関連する主な法規制
16	ホルムアルデヒド (CAS No. 50-00-0)	意図的な使用禁止 (注 9)	・米国/カリフォルニア州CARB規則 ・米国連邦法111-199/TSCA ・ドイツ化学品禁止規則 ・REACH規則制限物質(付属書XVII)
17	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びその塩	意図的な使用禁止 かつPFOSとその塩 : 0.025ppm PFOS関連物質の合計 : 1ppm	・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質) ・残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約 ・EU POPs規則 (EU) 2019/1021
18	特定ベンゾトリアゾール (2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール) (CAS No. 3846-71-7)	意図的な使用禁止	・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質)
19	ジメチルフマレート (CAS No. 624-49-7)	意図的な使用禁止 (注 9)	・REACH規則制限物質(付属書XVII)
20	ジブチルスズ化合物(DBT) * 該当物質は付表 9 参照	材料単位 1,000ppm (注 2)	・REACH規則制限物質(付属書XVII)
21	塩化コバルト (CAS No. 7646-79-9)	意図的な使用禁止	・REACH規則/認可対象候補物質(SVHC)
22	ヘキサブROMシクロドデカン (HBCDD) * 該当物質は付表 6 参照	意図的な使用禁止 かつ75ppm	・REACH規則/認可対象物質 ・残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約 ・EU POPs規則 (EU) 2019/1021 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質)
23	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及びPFOA関連物質 * 該当物質は付表 7 参照	意図的な使用禁止 かつPFOAとその塩 : 0.025ppm PFOA類合計 : 1ppm	・残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約 ・EU POPs規則(EU) 2019/1021 ・米国TSCAのSNUR(重要新規使用規則) ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質)
24	多環式芳香族炭化水素類 (PAHs) * 該当物質は付表 2 のNo. 50参照	意図的な使用禁止 かつ成形品を構成するゴム、プラスチック部で各1ppm	・REACH規則制限物質(付属書XVII)
25	ヘキサクロロベンゼン (CAS No. 118-74-1)	意図的な使用禁止 かつ10ppm	・残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約 ・EU POPs規則(EU) 2019/1021 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質)
26	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP (DOP)) (CAS No. 117-81-7)	均質材料単位 : 1,000ppm (注 4)	・REACH規則/認可対象物質(付属書XIV) ・REACH規則/制限物質(付属書XVII) ・「RoHS指令(EU):2011/65/EU」 COMMISSION DELEGATED DIRECTIVE (EU) 2015/863
27	フタル酸ブチルベンジル (BBP) (CAS No. 85-68-7)	均質材料単位 : 1,000ppm (注 4)	
28	フタル酸ジブチル (DBP) (CAS No. 84-74-2)	均質材料単位 : 1,000ppm (注 4)	
29	フタル酸ジイソブチル(DIBP) (CAS No. 84-69-5)	均質材料単位 : 1,000ppm (注 4)	
30	リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1)) (CAS No. 68937-41-7)	意図的な使用禁止 かつ1000ppm	・米国TSCA PBT規則
31	ペンタクロロチオフェノール(PCTP) (CAS No. 133-49-3)	意図的な使用禁止	・米国TSCA PBT規則

別表 1 (3/3) 「レベルA禁止物質群リスト」

No.	化学物質（群）名	本基準書の規定値 (最大許容濃度)	関連する主な法規制
32	炭素鎖（C9～C21）を有するペルフルオロカルボン酸（C9-C21 PFCA）類とその塩類および関連物質	＜C9-C14 PFCA＞ 意図的な使用禁止かつ C9-C14 PFCA類とその 塩類合計：0.025ppm C9-C14 PFCA関連物質 合計：0.26ppm	・REACH規則制限物質（付属書XVII） ・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定化学物質：2026/11）
		＜C15-C21 PFCA＞ 意図的な使用禁止	・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定化学物質：2026/11）
33	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質	意図的な使用禁止かつ PFHxSとその塩： 0.025ppm PFHxS関連物質の合 計：1ppm	・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約 ・EU POPs規則(EU) 2019/1021 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定化学物質） ・スイス化学品リスク軽減政令(ORRChem) ・REACH規則/認可対象候補物質（SVHC）
34	デクロランプラス(CAS No. 13560-89-9, 135821-03-3, 135821-74-8)並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体	意図的な使用禁止かつ 1ppm	・REACH規則/認可対象候補物質（SVHC） ・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約 ・EU POPs規則(EU) 2019/1021 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定化学物質）
35	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール（UV-328）(CAS No. 25973-55-1)	意図的な使用禁止かつ 1ppm	・REACH規則/認可対象物質（付属書XIV） ・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約 ・EU POPs規則(EU) 2019/1021 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定化学物質）
36	中鎖塩素化パラフィン(MCCPs)（炭素鎖長14～17）	意図的な使用禁止	・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約 ・REACH規則/認可対象候補物質（SVHC） ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定化学物質：2026/11）
37	化審法（第一種特定化学物質）	意図的な使用禁止	
38	安衛法（製造禁止物質）	意図的な使用禁止	
39	毒劇物法（特定毒物）	意図的な使用禁止	

別表 2 (1/2) 「レベルB管理物質群リスト」

No.	化学物質（群）名	備考（関連法規制他）
1	三酸化二アンチモン（Sb2O3）	・安衛法 特化則 特定化学物質（特定第2類）
2	アンチモン及びその化合物（Sb2O3を除く）（注1）	
3	ヒ素及びその化合物（注1）	
4	ベリリウム及びその化合物（注1）	
5	ニッケル及びその化合物（合金は除く）	・REACH規則制限物質（付属書XVII）
6	セレン及びその化合物（注1）	
7	非特定臭素系難燃剤（PBB類（別表1のNo.5）、PBDE類（別表1のNo.6）、HBCDD（別表1のNo.22）、TBBP-A（別表2のNo.21）、DBDPE（別表2のNo.22）以外） * 該当物質は付表1 O参照	・JS709、IPC-04101 およびIEC61249-2-21
8	ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、その共重合体	・JS709
9	フタル酸ジイソノニル(DINP) (CAS No. 28553-12-0、68515-48-0)	・REACH規則/制限物質（付属書XVII） ・米国カリフォルニア州プロポジション65
10	フタル酸ジノルマルオクチル(DNOP) (CAS No. 117-84-0)	・REACH規則/制限物質（付属書XVII）
11	フタル酸ジイソデシル(DIDP) (CAS No. 26761-40-0、68515-49-1)	・REACH規則/制限物質（付属書XVII） ・米国カリフォルニア州プロポジション65
12	別表1. 禁止物質群No. 26-29と本表No. 9-11を除く、その他フタル酸エステル類	
13	ジオクチルスズ化合物（DOT）	・REACH規則/制限物質（付属書XVII）
14	二置換有機錫化合物（DBT、DOTを除く）	

別表 2 (2/2) 「レベルB管理物質群リスト」

No.	化学物質（群）名	備考（関連法規制他）
15	特定塩素系難燃剤 * 該当物質は付表 8 参照 ・リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) ・リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP) ・リン酸トリス(1, 3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	・米国バーモント州法規制 (ACT0085) ・REACH規則/認可対象物質 (TCEP)
16	塩素系難燃剤 (TCEP、TCPP、TDCPP、デクロランプラスを除く)	・JS709、IPC-04101 およびIEC61249-2-21
17	フッ素系温室効果ガス (HFC、PFC、SF6)	・EU規則 (EC) No.842/2006
18	コバルト及びその化合物 (塩化コバルトを除く)	・安衛法(名称等表示及び特化物第2類)
19	ベンゼン (CAS No. 71-43-2)	・労衛法 特化則 特定化学物質 (特定第2類)
20	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)	・REACH規則/認可対象候補物質 (SVHC) ・REACH規則/制限物質 (付属書XVII) ・米国カリフォルニア州プロポジション65
21	2, 2'-ビス(4'-ヒドロキシ-3', 5'-ジブロモフェニル)プロパン (TBBP-A) (CAS No. 79-94-7)	・「RoHS指令(EU):2011/65/EU」 制限物質次期追加有力物質 ・REACH規則/認可対象候補物質 (SVHC)
22	デカブロモジフェニルエタン (DBDPE) (CAS No. 84852-53-9)	・カナダ環境保護法 (CEPA) 2025年特定有害物質 禁止規則 (SOR/2025-270) ・REACH規則/認可対象候補物質 (SVHC) ・オーストラリア工業化学品環境管理基準 (ICHEMS) ・POPs条約 追加提案物質 (POPRC.22)
23	ペルフルオロヘキサ酸 (PFHxA) とその塩及びその関連物質	・REACH規則/制限物質 (付属書XVII)
24	ビスフェノール類 (ビスフェノールAは別表2のNo. 21) * 該当物質は付表 1 1 参照	・REACH規則/制限物質 (付属書XVII) 候補
25	ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) (以下の特定PFAS類は除く、別表1禁止物質群のNo. 17 PFOS、 No. 23 PFOA、No. 32 C9-C21 PFCA、No. 33 PFHxS、別表2 管理物質群のNo. 23 PFHxA、No. 30 SVHC (PFBS、GenX等))	・REACH規則/制限物質 (付属書XVII) 候補 ・米国TSCA 第5条SNUR、第8条(a)(7)PFAS報告 規則 ・米国メイン州 (PFAS汚染防止法 / LD1537) ・米国ミネソタ州 (アマラ法 / HF2310) ・米国ニューメキシコ州 (PFAS 保護法 / HB 212)
26	環状シロキサン (D4、D5、D6)	・REACH規則/認可対象候補物質 (SVHC) ・REACH規則/制限物質 (付属書XVII)
27	長鎖塩素化パラフィン (LCCP) (炭素鎖長18以上)	・ストックホルム条約附属書A (SCCP、MCCP) の定 義に該当しない塩素化パラフィン
28	REACH規則/制限物質 * 該当物質は付表 2 参照	・REACH規則/制限物質 (付属書XVII)
29	REACH規則/認可対象物質 (注 1 O) * 該当物質は付表 3 参照	・REACH規則/認可対象物質 (付属書XIV)
30	REACH規則/認可対象候補物質 (SVHC) (注 1 O) * 該当物質は付表 4 参照	
31	chemSHERPA管理対象物質 (注 1 1)	調査依頼時点での物質リストの最新版が対象

別表 1 及び別表 2 に関する備考

- 注 1 : 金属には、その合金も含む(ただし、ニッケルは除く)
- 注 2 : 金属元素量としての規定値
- 注 3 : 包装材は 4 物質(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)の合計で 100ppm 以下
- 注 4 : 包装材は 4 物質(DEHP, BBP, DBP, DIBP)の合計で 1000ppm 以下
- 注 5 : 「カドミウム及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の R o H S 適用除外用途については付表 1 を参照下さい。
- 注 6 : Deca-BDE (デカブロモジフェニルエーテル) を含む
- 注 7 : PCB 類の特定代替品とは以下の物質とします。
- ①モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (CAS No. 76253-60-6)
 - ②モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (CAS No. 81161-70-8)
 - ③モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン (DBBT) (CAS No. 99688-47-8)
- 注 8 : 特定アミン(付表 5) を形成するアゾ染料・顔料
- 注 9 : 法規制では規制値があるが、鉛のように自然界に存在する物質と違い、意図的に使用していない限り含有する可能性は低いため、「意図的な使用禁止」とした。
- 注 10 : R E A C H 規則/認可対象物質は認可対象候補物質 (S V H C) でもあります。
- 注 11 : chemSHERPA が規定する管理対象物質。以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。
- 1. 化審法 (第一種特定化学物質) 2. TSCA (使用禁止又は制限の対象物質 (第 6 条))
 - 3. ELV 指令 4. RoHS 指令 5. POPs 規則 Annex I
 - 6. REACH SVHC (認可対象候補物質) および Annex XIV (認可物質)
 - 7. REACH Annex XVII (制限対象物質)
 - 8. (EU) 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質
 - 9. China RoHS 10. GADSL 11. IEC62474
- 詳細は次の文書、リストを参照のこと。
- 「chemSHERPA 管理対象物質説明書」、「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」(最新版)
- 参照先 : <https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool>

付表一覧

- 付表 1 : 「カドミウム及びその化合物」「鉛及びその化合物」の R o H S 指令/適用除外用途一覧
- 付表 2 : R E A C H 規則制限物質 (付属書 XVII)
- 付表 3 : R E A C H 規則認可対象物質 (付属書 XIV)
- 付表 4 : R E A C H 規則認可対象候補物質 (S V H C)
- 付表 5 : 特定アミン(1 以上のアゾ基の分解により生成するもの) リスト
- 付表 6 : ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) 禁止対象物質リスト
- 付表 7 : パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩及びエステル類の禁止対象物質リスト
- 付表 8 : 特定塩素系難燃剤 (TCEP, TCPP, TDCPP)
- 付表 9 : ジブチルスズ化合物 (D B T)
- 付表 10 : 非特定臭素系難燃剤 (PBB 、PBDE、HBCDD 以外)
- 付表 11 : ビスフェノール類

付表一覧の掲載 URL (ファイル名 : HKS_Annex)

https://www.proterial.com/csr/csr04_04.html

付属書 2 「含有化学物質の調査条件」

1. 原材料、部品、半完成品、完成品、梱包材などの含有化学物質の調査について

レベル	調査の 単位(部位)	調査数値の単位	数値	数値の入手基準	
				意図的添加が ある場合	非意図的添加が 想定される場合
レベルA 禁止物質群	均質材料 単位	含有部位ごとの a)分母の質量および 分子の質量、または b)分母の質量および 濃度	理論値また は実測値に よる最大値	数値の如何に かかわらず 登録	含有する可能性のある 場合に最大値で登録
レベルB 管理物質群	均質材料単位または納入品単位または納入品を構成する部材単位	均質材料単位または納入品単位または納入品を構成する部材単位の当該物質の質量(関連法規制による)	理論値または実測値による平均値または最大値		存在が確認され、その数値を把握できている場合に登録

(1) ただし、上記以外の物質群に関して、個別の調査をお願いすることがあります。

(2) 特に、以下の場合は不純物として禁止物質を含有している場合があるため、その含有濃度を明らかにし、本基準書の規定値を超えないように管理をお願いします。

【不純物として禁止物質を含有する場合】

- ・黄銅およびアルミダイキャスト中の不純物のカドミウムおよび鉛
- ・ポリ塩化ビニル中に製造過程で混入する不純物の鉛
- ・難燃化樹脂中に含まれる三酸化アンチモン由来の不純物の鉛
- ・熔融亜鉛メッキ中の不純物のカドミウムおよび鉛
- ・可塑剤 TOTM (トリメリット酸 トリス(2-エチルヘキシル)) 中の DEHP 不純物

(3) 禁止物質の中には、製品性能特性を得る為の添加剤として過去に様々な用途で使用されてきたものがあります。これらは、現在でも製品に混入する可能性があります。

自然界で原材料に通常含まれているもの、製造工程で副生し、または副資材として使用され残留するもの、製造ライン共用や在庫品の流用等で混入するもの等々、禁止物質の誤使用・混入・汚染の事例が度々報告されております。

サプライヤー様におかれては法規制除外対象も含めて、扱う原材料や部品の特性や来歴を把握し、禁止物質が本基準書の規定値を超えて混入することのないよう適切な管理をお願いします。

付属書 2「含有化学物質の調査条件」

2. 含有濃度を計算するための分母と分子の定義

(1) 分母の定義

禁止物質：均質材料単位（対象法規制に拠る）

管理物質：均質材料単位または納入品単位または納入品を構成する部材単位
（関連法規制による）

【均質材料の考え方】

- ・均質材料とは、異なる材料へと機械的に解体・分離できない状態の材料
- ・以下のものを均質物質または均質材料とする

材料の状態	判断基準
化学物質（化学元素、化合物）、 ポリマーアロイ、金属合金など	均質材料とみなす
塗料、接着剤、インク、ペースト、 樹脂ポリマー、ガラスパウダー、 セラミックパウダー等の原材料	それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるものを均質材料とみなす 例：塗料、接着剤においては乾燥硬化後の状態 樹脂ポリマーは、成形後の状態 ガラスおよびセラミックの形成後の状態
塗装、印刷、めっき（クロメート処理） などの処理がされているもの	各々の単一層を均質材料とみなす （亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメート処理層のそれぞれを均質材料とみなす） ただし、複層を分離してそれぞれの単層ごとの数値を求めることが困難な場合には、分離可能な最小単位を均質な単位とみなす（JISC0950）

(2) 分子の定義

化学物質	分子の定義
金属および金属化合物	金属元素の質量（※）
金属および金属化合物以外	その化学物質の質量

※ SVHC（高懸念物質）については、金属元素を含む CAS 単位分子の質量を記入する。

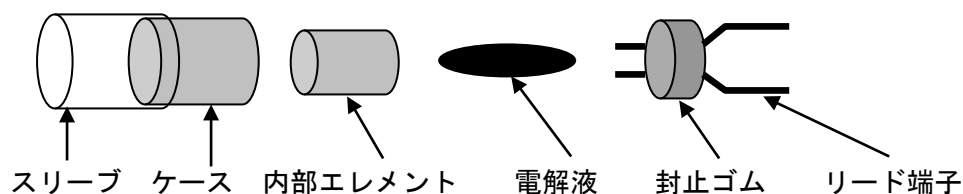
但し、SVHCにはRoHS 6 物質である鉛、六価クロム化合物も含まれていますのでその場合はSVHCとして金属元素を含む CAS 単位分子の質量と併せて鉛、六価クロム元素の質量も記入して下さい。

付属書 2 「含有化学物質の調査条件」

(3) 納入品の構成部位への展開と含有量の計算（参考事例）

組成データを提出する際は、以下の事例を参考に含有量を計算し提出願います。

【アルミニウム電解コンデンサ（質量 3 g）】



部位単位での含有量の計算例

部位		構成（化学物質）			
部位	質量 (g)	化学物質名称	用途	CAS 番号	含有量 (g)
スリーブ （外装チューブ）	0.3	ポリ塩化ビニル	主成分	9002-86-2	0.15
		フタル酸エステル	可塑剤	117-81-7	0.05
		その他化合物		—	0.1
ケース	0.15	その他化合物		—	0.15
内部エレメント	2	アンチモン	難燃剤	7440-36-0	0.02
		鉛		7439-92-1	0.00009
		その他化合物			1.9791
電解液	0.3	その他化合物		—	0.3
封止ゴム	0.15	その他化合物		—	0.15
リード 端子	はんだ めっき	鉛	はんだ	7439-92-1	0.005
		その他化合物		—	0.006
	芯線	銅	導体	7440-50-8	0.075
		その他化合物		—	0.014

【改訂履歴】

1. 日立電線グループ グリーン調達ガイドライン (QAG-006)

Ver.	発行日付	主な改訂内容
ー	2006 年 11 月 21 日	初版発行
2	2009 年 7 月 2 日	1) 全体的に用語を見直した…『調達先様』→『サプライヤー様』、 『調達品』→『納入品』 2) 初版記載の『はじめに』、『日立電線企業行動基準』を削除した 3) P. 3/18、3.2 項：『「基本契約書」および…「納入資材の含有化学物質に 関する覚書」の締結…」→『「資材取引基本契約書」若しくは「納入資材 の含有化学物質に関する覚書」を締結』に変更した 4) P. 4/18、3.4 項：②として既に報告された環境情報に変更が生じた場合の 対応方法を追記した 5) P. 4/18、4.1 項：REACH規則対応として、JAMP の提供する AIS および MSDSplus での提出依頼をする場合がある旨を追記した 6) P. 7/18、『別表 1 (レベル A 禁止物質群リスト)』において、化学物質群 No. 1 (カドミウム) の法規制値『75ppm (樹脂、塗料、インク)』と法規 制のデンマーク法規制名を削除、さらに化学物質群 No. 1~4、7、8 (RoHS指令 6 物質) の法規制に日本、中国、韓国の法規制名を追加した 7) P. 15/18、別表 5、特定アミンの物質名および Substance 内に () で 別名を、さらに下部に※注)を追記した 8) その他、全体構成および一部表現を見直した
3	2011 年 11 月 11 日	「本基準書」の発行に伴い、廃棄

2. 電線事業部 茨城工場 グリーン調達基準書(HKS01)

Ver.	発行日付	主な改訂内容
01	2011 年 11 月 11 日	従来の「グリーン調達ガイドライン」より以下の内容を改訂し、名称を「グ リーン調達基準書」とし初版発行 本基準書を当社の含有化学物質管理の基本規定とした 1) 禁止物質を変更した ・ TBTO、TBT、TPT、を統合して 3 置換有機スズ化合物に拡大 ・ ポリ塩化ターフェニル類をポリ塩化ビフェニル類と併記した ・ 追加：ホルムアルデヒド、PFOS、特定ベンゾトリアゾール、 ジメチルフマレート、ジブチルスズ化合物 (DBT)、 塩化コバルト 2) 管理物質を変更した ・ 削除：マグネシウム、金、銀、銅、パラジウム ・ 追加：ジオクチルスズ化合物 (DOT)、REACH規則SVHC 3) 納入品の組成データをA Gree' Netへの登録とした 4) 製品環境共通購入仕様書を発行する 5) その他、全体構成および一部表現を見直した
02	2014 年 3 月 31 日	日立金属㈱との合併および日立グループグリーン調達ガイドラインの改訂 に伴い日立電線グループの「グリーン調達基準」を改訂する。 調達基準書としての主な改訂点は以下の通り。 1) 会社名の変更 日立電線株式会社⇒日立金属株式会社 電線材料カンパニー 2) 禁止物質の新規追加 ①ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) ②パーフルオロオクタン酸(PFOA) 及びその塩及びエステル類 ③多環式芳香族炭化水素類(PAHs) 3) 国内使用禁止物質の別表 1 への表記 ①ヘキサクロロベンゼン

Ver	発行日付	主な改訂内容
02	2014 年 3 月 31 日	②化審法（第 1 種特定化学物質） ③安衛法（製造禁止物質） ④劇毒物法（特定毒物） 4) 禁止物質の当社の規定値変更 「ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)」、「アスベスト類」に 意図的使用禁止を追加 5) 禁止物質の対象拡大 「ポリ塩化ビフェニル類(P C B類)」に特定代替品を追加 6) 管理物質の追加 ①DBT、DOTを除く二置換有機錫化合物の追加 ②特定塩素系難燃剤（TCEP, TCPP, TDCPP）の追加 ③②を除く、塩素系難燃剤の追加 ④塩化コバルトを除く、「コバルト及びその化合物」の追加 ⑤ベンゼンの追加 ⑥REACH規則/制限物質(付属書XVII)の追加 ⑦JAMP管理対象物質の追加 7) 管理物質の細分化 ①フタル酸エステル類の細分化 特定フタル酸エステル類（DEHP, DBP, BBP, DIBP, DINP, DNOP, DIDP）を 個別管理とし、その他フタル酸エステル類と区分。 ②REACH認可対象候補物質に含まれる認可対象物質を1つの群として追加 8) 管理物質群名称の変更及び対象範囲の変更 ①「臭素系難燃剤(PBB,PBDEを除く)」を「<u>非特定</u>臭素系難燃剤(PBB,PBDE, HBCDDを除く)」に変更 ②「ポリ塩化ビニル(PVC)」を「ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、 その共重合体」に変更 9) 管理物質の削除 「ビスマス及びその化合物」を管理対象から削除。 自主管理物質基準以外の改訂) 1) 関連法規制の見直し。 2) 以下のリストを外部リスト化し、従来の別表 3 の「特定アミン(1 以上 のアゾ基の分解により生成するもの) リスト」を基準書の付属書から削除。 【付表の構成】 ①付表1 カドミウム/カドミウム化合物、鉛/鉛化合物のRoHS適用除外用途。 ②付表2 REACH規則制限物質(付属書XVII) ③付表3 REACH規則認可対象物質(付属書XIV) ④付表4 REACH規則認可対象候補物質 ⑤付表5 特定アミン(1 以上のアゾ基の分解により生成するもの) リスト ⑥付表6 ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD) 禁止対象物質リスト ⑦付表7 パーフルオロオクタン酸(PFOA) 及びその塩及びエステル類の 禁止対象物質リスト ⑧付表8 特定塩素系難燃剤（TCEP, TCPP, TDCPP）

Ver.	発行日付	主な改訂内容
3	2016 年 2 月 29 日	調達基準書としての主な改訂は以下の通り。 1) 禁止物質の新規追加 ①フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP (DOP)) ②フタル酸ブチルベンジル (BBP) ③フタル酸ジブチル (DBP) ④フタル酸ジイソブチル (DIBP) ⑤ N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST) 2) 禁止物質の規定値 (最大許容濃度) の変更 ①ジブチルスズ化合物 (DBT) 材料単位 1,000ppm のみとし、「意図的な使用禁止」を削除 ②ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) 「均質材料単位 50ppm」を削除し、意図的な使用禁止のみとした。 3) 管理物質群の変更 ①禁止物質へ追加した 4 つのフタル酸エステルを管理物質から削除 4) 自主管理物質基準以外の改訂 ① 1. 電線材料カンパニーの環境活動への取組みは、「日立金属グループ環境保全基本方針」に基づく環境保全活動の推進に統一。 ② 2. 1 本基準書の目的に、電線材料カンパニーがグリーン調達基準を制定する理由を記載。 ③ 3. 2 (1) 個別購入仕様書等の文書で「共通購仕書」を指定する運用を追記。 ④ 「MSDS (化学物質等安全データシート)」と「SDS (安全データシート)」を併記。 ⑤ 4. 2. 3 (1) 4 つのフタル酸エステルの分析データを要求させていただく場合があることを追記。 ⑥ 4. 3 (2) 禁止物質の含有が判明したときの処置を追記。 ⑦ 5. 納入品に関するその他の要望事項は、日立グループグリーン調達ガイドラインの「環境保全活動」および「納入品の環境負荷低減」の引用へ変更。 ⑧ 「当社の規定値」から「本基準の規定値」へ変更 ⑨ 公開サイト、リンク先の変更
3. 1	2016 年 10 月 21 日	別表 1 のポリ塩化ナフタレンの塩素数の見直し (3→2)
3. 2	2018 年 5 月 28 日	・ 「MSDS (化学物質等安全データシート)」を削除し、SDS へ統一 ・ chemSHERPA 関連情報追記 (4. 2. 2 項、付属書 1 の別表 1 の No. 22 と注記) ・ 4. 2. 2 弊社調達担当者が組成データの直接提出を依頼する場合を追加 ・ 4. 2. 3 分析データ提出対象を RoHS 6 物質群から 10 物質群へ変更 ・ 4. 2. 3 (2) 日立グループの分析ガイドラインの名称を変更 ・ 5 (2) (a) 納入品の環境負荷低減に関する項目④追加 (11 項目→12 項目) ・ 付属書 1、別表 1 の No. 4、水俣条約を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 11、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第 1 種特定化学物質) を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 16、ドイツ化学品禁止規則を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 20、付表 9 参照を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 23、REACH 規則/制限物質(付属書 XVII) を追記 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 6、付表 10 参照を追記 ・ 付属書 2、1. レベル A、非意図的な添加が想定される場合の数値の入手基準、最大値を追記

Ver.	発行日付	主な改訂内容
3.3	2019 年 3 月 22 日	・ 「日立金属グループ環境保全基本指針」2016 年 12 月 01 日改訂 3. (1) 環境適合製品→3. (1) 環境親和製品、 3. (2) 地球温暖化防止→3. (2) 地球温暖化の防止 ・ 4. 2. 1 当カンパニーの要求事項を満足する不含有保証書の扱いを追記 ・ 4. 2. 2 JAMP-AIS, JAMP-MSDSplus の更新終了を記載 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 10、ポリ塩化ナフタレン塩素数 2 → 1 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 23、規定値「意図的な使用禁止」→ PFOA:0.025ppm, PFOA 類合計:1ppm、関連法規制へ「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)」を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 24、規制値 1ppm→各 1ppm ・ 付属書 1、別表 1 の No. 29、関連法規制へ「REACH 規則/制限物質 (付属書 XVII)」を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 30、N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST) を削除 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 1、三酸化ニアンチモン (Sb2O3) を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 2、(Sb2O3 を除く) を追記 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 9 と No. 11、米国カリフォルニア州プロポジション 65 を追記 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 20、中鎖塩素化パラフィン (MCCPs) (炭素鎖長 14~17) を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 21、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩および関連物質を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 22、4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノール A) を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 26、JAMP 管理物質を削除、chemSHERPA 管理対象物質へ変更
4	2019 年 4 月 19 日	・ 発行部門の変更 電線材料カンパニー → 機能部材事業本部 茨城工場
4.1	2021 年 8 月 18 日	・ 記載変更「当カンパニー」→「当工場」 ・ 4. 2. 2 項、JAMA シート→JAPIA シート ・ 付属書 1、別表 1 の No. 6、化学物質 (群) 名に decaBDE 含むを追記、参照法令に米国 TSCA PBT 規則を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 23、化学物質 (群) 名を「パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩及びエステル類物質」から「パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質」へ変更、本基準書の規定値 (最大許容濃度) へ「意図的な使用禁止かつ」を追記、参照法令から米国 PFOA 自主廃絶プログラムを削除、ノルウェー法規制を削除、REACH 規則制限物質 (付属書 XVII) を削除、POPs 規則 (EU) 2019/1021 を追記、米国 TSCA 重要新規用途規則 (SNUR) を追記、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 (第 1 種特定化学物質: 2021/10) を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 26~No. 29、注 4: 包装材は 4 物質 (DEHP, BBP, DBP, DIBP) の合計で 1000ppm 以下を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 30、リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1)) (CAS No. 68937-41-7) を追加 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 31、ペンタクロロチオフェノール (PCTP) (CAS No. 133-49-3) を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 7、化学物質 (群) 名に TBBP-A (別表 2 の No. 23)、DBDPE (別表 2 の No. 24) 以外を追記 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 16、化学物質 (群) 名に (デクロランプラスを除く) を追記

Ver.	発行日付	主な改訂内容
4.1	2021 年 8 月 18 日 の続き	・ 付属書 1、別表 2 の No. 20、化学物質（群）名に (CAS No. 85535-85-9) を追記、備考（関連法規制他）に REACH 規則/認可対象候補物質 (SVHC) を追記、「RoHS 指令 (EU) : 2011/65/EU」制限物質見直し対象物質から「RoHS 指令 (EU) : 2011/65/EU」制限物質次期追加有力物質へ変更 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 21、REACH 規則/認可対象候補物質 (SVHC) を追記 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 22、REACH 規則/認可対象候補物質 (SVHC) を追記 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 23、2,2'-ビス (4'-ヒドロキシ-3',5'-ジプロモフェニル) プロパン (TBBP-A) (CAS No. 79-94-7) を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 24、デカブロモジフェニルエタン (DBDPE) (CAS No. 84852-53-9) を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 25、デクロランプラス (CAS No. 13560-89-9, 135821-03-3, 135821-74-8) 並びにその syn-異性体及び anti-異性体を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 26、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) (CAS No. 25973-55-1) を追加 ・ 付属書 1、注 11 へ 8. (EU) 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質を追記
4.2	2022 年 10 月 11 日	・ 付属書 1、別表 1 の No. 32、炭素鎖 (C9~C14) を有するペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) 類とその塩類および関連物質を追加 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 33、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質を追加、別表 2 から削除 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 22、本基準書の規定値（最大許容濃度）へ 100ppm を追記、参照法令へ EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 を追記 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 25、本基準書の規定値（最大許容濃度）へ 10ppm を追記、参照法令へ EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 を追記 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 26、炭素鎖 (C9~C21) を有するペルフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCA) 類とその塩類および関連物質 (C9-C14 PFCA はレベル A (禁止物質群)) を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 27、ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩及びその関連物質を追加
5.0	2023 年 1 月 4 日	・ 商号変更 旧商号 日立金属株式会社 新商号 株式会社プロテリアル ・ 2. 1 目的、HKS01 (Ver. 4. 2) からの継続運用を追記 ・ 4. 2. 2 組成データ、chemSHERPA などの様式での情報提出へ変更 ・ 4. 2. 3 (2) 分析方法 日立グループ「RoHS 指令対応の分析ガイドライン」引用削除 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 34、デクロランプラス並びにその syn-異性体及び anti-異性体を追加、別表 2 から削除 ・ 付属書 1、別表 1 の No. 35、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) を追加、別表 2 から削除 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 26、ビスフェノール類（ビスフェノール A は別表 2 の No. 21）* 該当物質は付表 1 1 参照を追加 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 20、残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約の付属書 A（廃絶対象物質）追加検討物質を追記 ・ 付属書 1、別表 2 の注 11、chemSHERPA 管理対象物質 China RoHS 追加 ・ 付属書 2、1. (2)、可塑剤 TOTM 中の DEHP 不純物を追記 ・ 付属書 2、2. (1) 分母の定義、（対象法規制に拠る）を追記

Ver.	発行日付	主な改訂内容
5.1	2023 年 4 月 12 日	- 発行部門の変更 機能部材事業本部 茨城工場 ⇒ 電線事業部 茨城工場 - 付属書 1、別表 2 の No. 27、ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) を追加 - 付属書 1、別表 1 の No. 33、参照法令へ EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 を追記 - 付属書 1、別表 2 の No. 22、参照法令へ REACH 規則/認可対象候補物質 (SVCH) を追記
5.2	2025 年 11 月 5 日	3.1 項の表 1、レベル B 管理物質群へ「近い将来に法規制で禁止又は制限される可能性が高い物質、或いは」を追記 - 付属書 1、別表 1 の No. 32、炭素鎖 15～21 を追記、参照法令へ残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約を追記、別表 2 から削除 - 付属書 1、別表 1 の No. 36、中鎖塩素化パラフィン (MCCPs) (炭素鎖長 14～17) を追加、別表 2 から削除 - 付属書 1、別表 2 の No. 26、環状シロキサン (D4、D5、D6) を追加 - 付属書 1、別表 2 の No. 27、長鎖塩素化パラフィン (LCCP) (炭素鎖長 18 以上) を追加 - 付属書 1、別表 1 の No. 17、本基準書の規定値 (最大許容濃度) へ「PFOS とその塩 : 0.025ppm、PFOS 関連物質の合計 : 1ppm」を追記、参照法令へ EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 を追記 - 付属書 1、別表 1 の No. 22、本基準書の規定値 (最大許容濃度) を「75ppm」へ変更 - 付属書 1、別表 1 の No. 30、本基準書の規定値 (最大許容濃度) へ「1000ppm」を追記 - 付属書 1、別表 1 の No. 34 と No. 35、本基準書の規定値 (最大許容濃度) へ「1ppm」を追記、残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約の記載修正、EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 を追記、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 (第 1 種特定化学物質 : 2025/2) を追記 - 付属書 1、別表 1 の No. 16、参照法令へ REACH 規則制限物質 (付属書 XVII) を追記 - 付属書 1、別表 1 の No. 33、参照法令へ「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 (第 1 種特定化学物質 : 2024/2) を追記 - 付属書 1、別表 2 の No. 22、参照法令のカナダ環境保護法 (CEPA) の記載を修正、REACH 規則/認可対象候補物質 (SVCH) を追記、オーストラリア工業化学品環境管理基準 (ICHEMS) を追記 - 付属書 1、別表 2 の No. 23、REACH 規則/制限物質 (付属書 XVII) の記載を修正 - 付属書 1、別表 2 の No. 25、化学物質群補足を「以下の特定 PFAS 類は除く」へ変更、参照法令の米国 TSCA 第 8 条 (a) (7) PFAS 報告規則を追記、米国メイン州 (LD1537) へ修正 4.2.2 組成データ JAMP から CMP コンソーシアムへ改組 グリーン調達システム “A GreeNet” 例示を削除
6.0	2026 年 7 月 31 日	- 商号変更 旧商号 株式会社プロテリアル 新商号 株式会社プロテリアルケーブルソリューションズ - 付属書 1、別表 1 の No. 6、本基準書の規定値 (最大許容濃度) を「10ppm」へ変更、参照法令へ EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 を追記 - 付属書 1、別表 1 の No. 32 と No. 36、参照法令へ「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 (第 1 種特定化学物質 : 2026/11) を追記

Ver.	発行日付	主な改訂内容
6.0	2026 年 7 月 31 日 の続き	・ 付属書 1、別表 2 の No. 22、参照法令、カナダ環境保護法 (CEPA) 2025 年特定有害物質禁止規則 (SOR/2025-270) へ修正、POPs 条約 追加提案物質 (POPRC. 22) を追記 ・ 付属書 1、別表 2 の No. 25、参照法令、米国メイン州 (PFAS 汚染防止法 / LD1537) へ修正、米国ミネソタ州 (アマラ法 / HF2310) を追記、米国ニューメキシコ州 (PFAS 保護法 / HB212) を追記 ・ 化審法の施行時期を削除：別表 1 No. 22 (HBCDD, 2014/04)、別表 1 No. 23 (PFOA, 2021/10)、別表 1 No. 33 (PFHxS, 2024/2)、別表 1 No. 34 (DP, 2025/2)、別表 1 No. 35 (UV-328, 2025/2)